

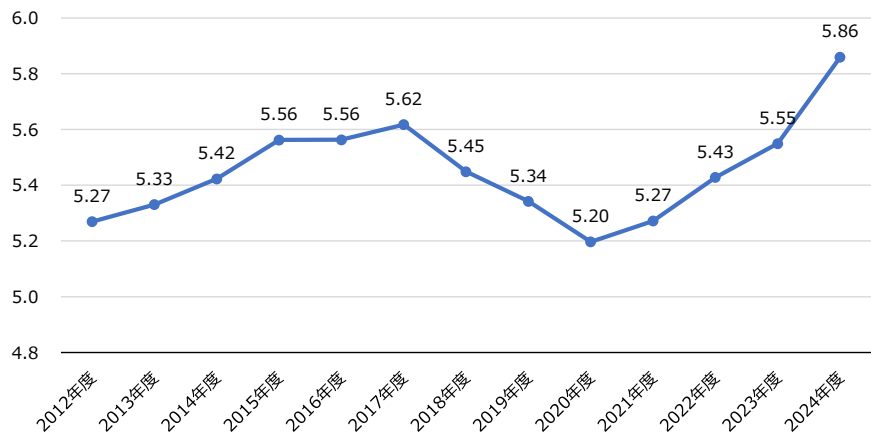
令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	18	府 省 庁 名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、経営規模拡大設備の適用要件の柔軟化等、インセンティブの強化を行う。 ・ 特例措置の内容 各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえ、メリハリをつけた見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。		
関係条文	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 20 条の 9		
減収見込額	[初年度] 精査中 （ 精査中 ） [平年度] 精査中 （ 精査中 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 （2）施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本生産性については向上しつつあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、成長志向型の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのための成長投資ができる経営基盤を整えていく。		
本要望に対応する縮減案	—		

	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること										
政策体系における政策目的の位置付け	施策大目標 4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること										
政策の達成目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実業生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の実業生産性を5年間で15%向上させる。（中小企業庁KPI）										
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）										
同上の期間中の達成目標	中小企業の実業生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。（中小企業庁KPI）										
政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和8年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。 資本設備率の達成状況 （短期アウトカム） <table><tr><td>税制適用者 （2カ年平均）</td><td>23.0%</td></tr><tr><td>目標値 （1年間）</td><td>23.0%</td></tr></table> 労働生産性の達成状況 （中期・長期アウトカム） <table><tr><td>税制適用者 （2カ年平均）</td><td>4.8%</td></tr><tr><td>中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 3年間）</td><td>9.0%</td></tr><tr><td>長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 5年間）</td><td>15.0%</td></tr></table>	税制適用者 （2カ年平均）	23.0%	目標値 （1年間）	23.0%	税制適用者 （2カ年平均）	4.8%	中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 3年間）	9.0%	長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 5年間）	15.0%
税制適用者 （2カ年平均）	23.0%										
目標値 （1年間）	23.0%										
税制適用者 （2カ年平均）	4.8%										
中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 3年間）	9.0%										
長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 5年間）	15.0%										

中小企業の労働生産性の推移



（出典）財務省「法人企業統計」より作成。
 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計
 ※付加価値÷期中平均従業員数

要望の措置の
適用見込み

適用期間内における適用件数見込み)

令和9年度 20,744 件

令和10年度 20,806 件

※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計

有効性

要望の措置の
効果見込み
（手段としての
有効性）

現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。

本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。

中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本生産性を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、令和7年度から2年間で3.0%向上している。

また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。

	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除を選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 令和4年度：22,569件 令和5年度：21,178件 令和6年度：20,558件 【減収額】 令和4年度：892億円 令和5年度：857億円 令和6年度：858億円																				
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【令和6年度】 <table><tr><td>(道府県民税)</td><td>特別償却</td><td>11億円</td><td>税額控除</td><td>1億円</td></tr><tr><td>(事業税)</td><td>特別償却</td><td>311億円</td><td>税額控除</td><td>-</td></tr><tr><td>(市町村民税)</td><td>特別償却</td><td>67億円</td><td>税額控除</td><td>8億円</td></tr><tr><td>(地方法人特別税)</td><td>特別償却</td><td>115億円</td><td>税額控除</td><td>-</td></tr></table>	(道府県民税)	特別償却	11億円	税額控除	1億円	(事業税)	特別償却	311億円	税額控除	-	(市町村民税)	特別償却	67億円	税額控除	8億円	(地方法人特別税)	特別償却	115億円	税額控除	-
	(道府県民税)	特別償却	11億円	税額控除	1億円																	
	(事業税)	特別償却	311億円	税額控除	-																	
	(市町村民税)	特別償却	67億円	税額控除	8億円																	
(地方法人特別税)	特別償却	115億円	税額控除	-																		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和8年4月10日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、本税制の政策効果等としては、「同程度の設備投資を実施した中小企業の、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均での資本生産性の伸び率を算出し、税制適用者と非適用者を比較すると、税制適用者は1.8%向上していたのに対し、非適用者は0.7%に留まった。税制適用者の資本生産性は、非適用者よりも高くなっており、一定効果があった。」と評価している。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf																					
前回要望時の達成目標	労働生産性を2020年度比で5%向上																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	第44回中小企業政策審議会（令和8年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上しており、前回要望時点の達成目標については、達成することが見込まれている。 今般新たに設定した中小企業庁KPIとして、中小企業の労働生産性を令和8年度から																					

		5年間で15%向上させることを目標に設定しているため、引き続き設備投資の更なる促進が必要となってくる。 (万円) (2020年度比、%) 資料：財務省「法人企業統計」を基に作成。
これまでの要望経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成29年3月末までの適用期間の延長) 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成31年3月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和3年3月末まで) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和3年度 修正ROA等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和5年3月末まで) 令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外 令和7年度 2年間の延長(令和9年3月末までの適用期限の延長)、100億企業を目指す中小企業に対する拡充措置の創設、C類型の廃止	